

## 第2章 豊かな自然環境の保全・再生 と生物多様性の確保

### 第1節 生物多様性保全に向けた総合的施策の展開

#### 1. 現況と課題

生物は地球上のあらゆる場所に見られ、その色・形・大きさ、行動、生活史など、極めて変化に富んでいます。こうした生物の違いは、遺伝子、種、そして\*生態系という、それぞれのレベルで捉えることができ、「\*生物多様性」と呼んでいます。生物多様性は、その場所の環境や生物間のつながりのもとで、長い進化の歴史の中で育まれてきたものです。

千葉県は、海域では、北限域の造礁サンゴや南限域のサケの遡上等が見られ、また陸域では、南からの常緑広葉樹林と北からの落葉広葉樹林とが混在するなど、南北の動植物が会う多様な生態系が育まれています。また、伝統的な農林漁業とともに育まれてきた\*里山\*里海には、人間活動と調和しながら多くの生物が共存し、その多様性を高めてきたと言えます。

しかしながら、近年、宅地開発等の人間の活動や、逆に里山林放置等の人間による自然への働きかけの減少、さらには\*外来種の影響などにより、自然環境が変化し、生物多様性の劣化が進んでいます。絶滅のおそれのある野生動植物をリスト化した\*レッドデータブックには、多くの種類が記載されています。

これらに加えて、地球温暖化による地球規模での生物多様性への影響が懸念されています。地球温暖化は、海水面の上昇による干潟・砂浜の消失や、気温・降水量の急激な変化をもたらし、これに適応できない多くの生物種が絶滅するおそれがあります。

生物多様性は、私たちに食料・水・燃料・木材・繊維・遺伝子資源等の物資や、気候調整、土壌の形成、土壌侵食の防止、レクリエーションの場、文化的な価値等を提供しており、これを保全して

いくことは、人類が生存していくための基盤を守っていくことです。

このため、県では19年度に「生命（いのち）のにぎわいとつながりを子どもたちの未来へ」を理念として掲げる「生物多様性ちば県戦略」を、多くの県民参加のもとで策定しました。

この戦略は、生物多様性の「保全・再生」、「持続可能な利用」、「研究・教育」の3つの取組と「取組を支える基盤整備」を柱に、本県の特性を踏まえ、多様な主体による「取組の基本的な方向」と具体的な「県の取組」を示しています。

今後、この戦略を踏まえて県民、市民活動団体、事業者、市町村、県等が一体となった地域レベルでのきめ細かな対策を進めていく必要があります。

#### (1) 自然環境の概要

本県は本州のほぼ中央に位置し、太平洋に突き出た半島で、三方を海に囲まれ、北は利根川、江戸川を境に他都県と接しています。気候はおおむね温暖な海洋性気候ですが、北部にはやや内陸性気候のところもあります。年間降水量は北部では1,300～1,600mm程度、南部では2,000mmを超える多雨地帯もあります。

房総半島を地形から大別すると平坦な北総台地、海拔100～300mの尾根が連なる南部丘陵地、海岸沿いの低地からなります。地層は大部分が新生代のもので、北は未固結の第四紀層、南は半固結の第三紀層に分けられます。火成岩は嶺岡山塊にハンレイ岩、蛇紋岩、玄武岩などが、銚子の利根川河口付近には古銅輝石安山岩が見られます。銚子で露出している中生層は本県でみられる最も古い地層であり、西に行くに従って地下にもぐり房総半島の基盤岩を形成しています。

森林は県土の3分の1を覆い、植生帯としては照葉樹林帯に属しますが、自然林は県土の0.5%を占めるのみで、ほとんどが南部丘陵に分布しています。北部にはスギ、ヒノキ等の人工林が、中部にはクヌギ、コナラ等の二次林が多く分布しています。南部丘陵の稜線付近には通常冷温帯林に属するモミ・ツガ林が見られますが、これは氷河期の植生の名残であるといわれています。

植物相の特徴として、沿岸部には暖流の影響を受けるため分布の北限となるハマユウ、ホルトノキ、マルバチシャノキなどがあります。

動物相は、鮮新世初期から洪積世にかけて三浦半島と房総半島の一部が陸続きであったため、南部丘陵を中心として丹沢山系との共通性が高く、天然記念物に指定されている高岩山のサル生息地におけるニホンザルをはじめニホンジカ、トウキョウサンショウウオ、カジカガエルなどが生息しています。北部は、南部に比して地質が新しいことと地形の変化が少ないことから野生動物にもあまり特徴的なものは生息していませんが、沼、河川、干潟などに飛来する鳥類はかなり豊富です。

海では暖流と寒流の影響を受けるため、南房総では亜熱帯性の造礁サンゴや利根川や九十九里の河川には寒流系のサケの遡上もみられます。

## (2) 土地利用から見た千葉県の特徴

我が国の国土の約3分の2は森林に覆われていますが、それと比べて千葉県の森林の割合（林野率）は、31.5%と全国と比べ著しく低くなっています。一方、水田、畑、果樹園といった農地の割合（耕地率26.5%）や、その他の宅地などの割合（宅地ほか率42.0%）は、全国でトップクラスです。

これは、古くから人々が森林を切り開いて農地に変えるなど、県土の大部分に人手が入っていることを物語っています。つまり、森林の多くは薪炭林や用材林などとして人為的に管理され、農地とともに里山として各地に広がっています。

千葉県における生物多様性の特徴は、一つにはこうした里山の生物多様性にあります。里山は、農林漁業に伴う定期的な伐採、下草刈りなどの人為的な管理のもとで維持されてきました。そして、こうした環境のもとに特徴的な生物相が維持されてきました。

しかしながら、過疎化、担い手の減少などにより、里山の管理・利用が行われなくなり、今では各地で里山の荒廃が進んでいます。里山の生物多様性は、原生林の保護のように地域を指定して人為を排除すれば確保されるものではなく、農林漁

業という人間活動と併せて保全する必要があります。

## (3) 自然環境から見た千葉県の特徴

もう一つの生物多様性の特徴は、千葉県には、海、川、湖沼、谷津田、湿地という変化に富んだ水辺環境があり、それぞれに豊かな生物多様性が維持されていることです。すなわち、干潟・浅海域・藻場が広がる東京湾、長い砂浜の九十九里海岸、海食崖や磯根が広がる太平洋岸、大河川の利根川と江戸川、各地の中小河川、印旛沼・手賀沼などの湖沼、各地に刻み込まれた谷津田、九十九里平野などに広がる低湿地です。これらでは、それぞれに特徴的な水生生物、鳥類などが見られます。また、その水が農地を潤し、豊かな漁場にもなっています。

## (4) 生物多様性ちば県戦略の概要

こうした土地利用や自然環境のもとで維持されてきた千葉県の生物多様性は、個々の生物種を見た場合には固有種や氷河期の遺存種がわずかしが存在しないにもかかわらず、千葉県における生物多様性を大変特徴的なものにしてしています。

現状と課題をふまえ、生物多様性の保全・再生とその持続的利用について総合的、実践的対策を推進するために、20年3月26日に「生物多様性ちば県戦略」を策定しました。

この県戦略では、生物多様性の保全・再生及び持続可能な利用のための取組として、200を超す県各部署の取組を示しています。

## 2. 県の施策展開

### (1) 総合的施策の推進

自然は健康で文化的な生活に欠くことのできないものであり、また将来へ継承していかなければならない貴重な財産であることから、優れた自然や生態系等を保全するとともに、自然の復元力の範囲内で適正な利用を図ることが必要です。

このため、「千葉県環境基本計画」及び「生物多様性ちば県戦略」に基づき、生物多様性の保全に向け、地域指定等による多様な自然環境の体系的な保全、地域の特徴に応じた生態系の維持・回復、野生動植物の適正な保護管理等の対策を推進する

とともに、人と自然とのふれあいの確保を推進します。

また、20年4月、県立中央博物館内に「生物多様性センター」を設置し、動植物の生態及び保全・再生等に関する専門知識を有する研究員を配置するとともに、地域や現場における専門的・科学的な指導・助言、生物多様性保全のための地域との連携・協働などに取り組んでいます。

## (2) 生物多様性条約第10回締約国会議(COP10)での千葉県の取組

22年は、国連が定めた生物多様性年にあたり、年間を通して、世界各地で様々なイベントが開かれました。さらに、10月18日～29日には愛知県名古屋市のにおいて、生物多様性条約第10回締約国会議(COP10)が開催され、世界中の国々から民間団体を含めた多くの関係者が集まって今後の生物多様性に関する取組が議論されました。その結果、愛知目標や名古屋議定書などが採択されました。

愛知目標は、「2020年までに生態系が強靱で基礎的なサービスを提供できるよう、生物多様性の損失を止めるために、実効的かつ緊急の行動を起こす」、というもので、中長期目標として「2050年までに、生態系サービスを維持し、健全な地球を維持し全ての人に必要な利益を提供しつつ、生物多様性が評価され、保全され、回復され、賢明に利用される」ことが合意されました。具体的には、5つの戦略目標のもとに、あわせて20の個別目標が設定されました。

本県はCOP10会場や関連イベントにおいて、次の活動を行いました。

- ・COP10との併催の屋外展示会「生物多様性交流フェア」で展示ブースを出展、ステージイベントで発表、ポスターセッションに参加
- ・自然系調査研究機関連絡会議(NORNAC)で発表
- ・いきものみつけシンポジウムで発表
- ・生物多様性国際自治体会議に出席
- ・ビジネスと生態系に関する国際対話会合に出席

## (3) 多様な主体の連携と協働による生物多様性保全に向けた基盤づくり

県では、多様な主体の連携と協働により、生物

多様性の保全を推進することとしており、そのための基盤づくりとして、以下の取組を進めてきました。

- ・千葉県における生物多様性の現状や県の取組みを県民に知ってもらえるよう、生物多様性センターのホームページ更新や「生物多様性ちばニュースレター」の発行(年5回)をしました。

- ・国の生物多様性保全推進支援事業を活用し、夷隅川流域における里山里海の保全再生に取り組む「夷隅川流域における生物多様性保全再生事業」を実施し、里山・谷津田や里海の保全・再生による希少種保全を実施しています。

- ・20年度～22年度まで市民活動団体の生物多様性保全に資する様々な地域活動、市町村による生物多様性地域戦略策定に関する取組をモデル的に支援しました。

- ・20年度から学校、PTA、地域住民、市民活動団体など多様な主体と連携して整備する学校ビオトープを支援し、各地域における環境学習の拠点として、その活用を推進しました。

- ・市町村と地域住民との協働により実施される生物多様性の保全事業や、市民活動団体による自主的な里山保全・水質浄化活動等の環境保全・環境学習活動などに対して助成等を行う「ちば環境再生基金」の充実と活用を図りました。

- ・企業による生物多様性への取組を推進するために、「企業と生物多様性セミナー」を5回開催し、先進事例の紹介等を行いました。

- ・多くの人に生物多様性の理解を深めていただき、その保全行動の契機となるよう、22年5月～11月の間に、市町村による環境フェアやショッピングセンターなどでパネル展示を中心に、16箇所では生物多様性の普及啓発活動を行いました。このほか、エコメッセ2010でのブース展示や環境研究センターにおける企画展「生物多様性ってなんだ!？」を開催しました。また、市町村と連携し、8回の生物多様性に関する講座を開催しました。

## (4) 生物多様性に関する具体的取組の推進 ア 生物多様性の保全と再生

・希少な動植物の保護対策、外来種対策、野生鳥獣の保護管理を推進しています。(P68「野生動植物の保護と管理」参照)

・絶滅危惧種であるシャープゲンゴロウモドキ、及びヒメコマツの回復計画を22年3月に策定し、保護・増殖に取り組みました。

・県が実施する大規模な事業について、計画段階における「環境影響評価」を実施し、その結果を計画の策定に取り込むことにより、環境に配慮します。

#### イ 生物多様性の持続的な利用

・人のこころを豊かにする生物や自然・文化とのふれあいを促進するため、自然公園、里山・里海等の利用や、地域の資源を活用して環境の保全を図りながら持続的な観光の振興を図る「サステナブルツーリズム」を推進します。

・各自然公園、首都圏自然歩道の利用者数に関する情報収集を行うとともに、「観光立県ちば推進基本計画(20年10月策定)」において、「ニューツーリズム創出プロジェクト」を県が重点的かつ積極的に取り組むリーディングプロジェクトの一つに位置付け、その検討を行っています。

・遺伝資源の適切な利用として、農作物等の新品種開発及び品種改良に有用な品種の種子を収集し保存しています。

・生態系が持つ公益的機能の増進のため、松くい虫被害等で機能が低下している海岸保安林や間伐等の森林整備が遅れている水源かん養保安林などにおいて、21年度は植栽(7.34ha)本数調整伐(35.25ha)等の森林整備を実施しました。

#### ウ 生物多様性の研究と教育

・「生物多様性地理情報システム」の構築については、データの整備を進めるとともに、21年度から、県庁統合型GIS(ちば情報マップ)において、主な特定外来生物の分布図を公開しています。

・「生物多様性に関する千葉県と大学との連携に関する協定書」を締結(20年12月24日)した6大学(江戸川大、千葉大、東京大、東京海洋大、東京情報大、東邦大)と生物多様性に関する

情報の共有、モニタリングの実施、人的交流などに取り組みました。

・「千葉の里山・里海サブグローバル評価プロジェクト」チーム(20年9月1日設置)では、里山や里川を含む9タイプの里山里海について、その現状と課題を都市とのかかわりから調査・分析し、23年3月に最終報告書を作成しました。

・「学校ビオトープフォーラム」を開催し、ビオトープの整備・活用を実際に行っている児童・生徒や教職員による、方法及び課題の発表や、県立中央博物館の生態園を管理している専門家による、水辺や植生の管理、観察の方法などの講習を行いました。

#### (5) 地球温暖化にかかわる生物多様性保全対策

・エコメッセ2010inちばや環境シンポジウム千葉会議などを通じて県民への普及啓発に取り組みました。

・地球温暖化による生物への影響や、外来生物の分布拡大の状況、里山里海等の身近な自然の変化などを把握する「生命(いのち)のにぎわい調査団」を20年7月に発足させ、604名(23年3月現在)の団員によるモニタリングを実施しています。

### 3. 環境基本計画の進捗を表す指標の状況と評価

項目名	基準年度	現況	目標
市町村の生物多様性行動計画※の策定	未策定 (19年度)	2市 (22年度)	全市町村で策定 (30年度)
生物多様性モデル事業の実施数	未実施 (19年度)	市町村累計5件 NPO累計46件 (22年度)	市町村累計10件 NPO累計50件 (24年度)

※「生物多様性行動計画」は生物多様性基本法で「生物多様性地域戦略」に位置付けられます。

#### 《評価》

生物多様性モデル事業については順調に進捗し、市町村の生物多様性行動計画については1市が生物多様性地域戦略を策定し、県内の市町村では2市が策定済となった。

生物多様性基本法が公布・施行されたこと、また、国において生物多様性地域戦略を支援する助成制度が創設されたことなどから、今後の施策の推進により目標の達成は可能。

生物多様性モデル事業のうち、NPOが実施する事業については、16団体が実施した様々な地域における生物多様性保全の取組に対して助成しました。

市町村が実施する事業については、2市が実施した生物多様性行動計画策定に資する事業に対して助成し、1市が生物多様性地域戦略を策定しました。

## 第2節 自然公園等による優れた自然環境の保全と活用

### 1. 現況と課題

本県には、緑豊かな丘陵、変化に富んだ海岸、豊富な水を湛えた河川・湖沼など、個性豊かな自然環境があります。

県を代表するこれらの優れた自然環境が失われることのないように保全し、次の世代に引き継いでいかなければなりません。

本県では、優れた自然の風景地の保護とその利用の増進を目的とした自然公園として、「南房総国定公園」と「水郷筑波国定公園」（その一部）の2つの国定公園が指定されているほか、「県立印旛手賀自然公園」など8つの県立自然公園を指定しています。22年度末現在、その面積は28,537haと県土面積の約5.5%を占めています。

また、「千葉県自然環境保全条例」に基づいて、優れた天然林や希少な野生動植物の生息・生育区域、地域住民に親しまれてきた良好な自然環境などを自然環境保全地域等に指定しています。22年度末現在、その指定箇所数は28、面積は1,956haとなっています。

さらに、県内の市町村の中にも、独自に条例を定め、自然保護地区などの地域指定を行っているところがあります。

これら自然公園や自然環境保全地域等の区域内には、学術的にも貴重な原生的自然環境が残されており、同時に県における\*生物多様性の核（コア）となる場所になっています。

そのため、自然公園や自然環境保全地域等では、自然環境の保全に影響を及ぼすおそれのある各種開発行為を規制するとともに、適切に利用していくための施設整備を行ってきました。

今後も、これらの地域の適正な管理を行っていくとともに、必要に応じて区域の見直しを行うなど、本県の優れた自然環境の保全に努めていかなくてはなりません。

なお、新たに自然公園や自然環境保全地域等の区域を指定する場合には、指定後に土地利用上の

制約を伴うため、土地利用者の理解と協力を得ながら、市町村等と十分連携し進めていくことが必要です。

自然環境とのふれあいは、人の心を豊かにし、自然と共生する社会を築いていく大きな礎となります。

このため、自然公園や自然環境保全地域等の優れた自然環境が人為的な影響により損なわれることがないように十分留意しながら、人と自然とのふれあいの場、環境について学ぶ場として、県民に広く活用されるよう、より一層その保全と施設の整備を図ることが求められています。

### （1）自然公園の指定

自然公園は、優れた自然の風景地を保護するとともに、その利用の増進を図るため、「自然公園法」及び「千葉県立自然公園条例」に基づき指定され、22年度末現在、県内には2つの国定公園及び8つの県立自然公園があり、その面積は県土の約5.5%に当たります（図表2-2-1）。

自然公園は、保護と利用を内容とする公園計画に基づいて管理・整備されています。公園計画のうち保護計画は、風致景観の保護の必要度によって、特別保護地区、特別地域、普通地域、\*海城公園地区に分け、風景に支障を及ぼす行為を規制誘導することによりその地域又は地区の保護を図るものです。利用計画は、自然公園利用の中心拠点として施設を集团的に整備する\*集団施設地区及び園地、広場、駐車場等の単独施設を各地区の特性や利用度に対応しながら整備を進めるものです。

なお、10年4月から県立九十九里自然公園特別地域の海浜部において、貴重な海浜動植物を保護するため、車両等の乗入れ規制を実施しています。

### （2）自然環境保全地域等の指定

優れた自然環境等を将来に継承していくため、「千葉県自然環境保全条例」に基づき、次の3種類の保全地域を指定しており、22年度末現在、28地域が指定され、その面積は県土の約0.4%に当たります（図表2-2-2）。

図表 2-2-1 自然公園の指定状況

(23年3月末現在)

区分	公園名	指定年月日*	面積 (h a)	保護計画	利用計画
国定公園	南房総国定公園	S 33. 8. 1 (H14. 10. 11)	5, 690	特別保護地区 特別地域 普通地域 海域公園地区	集団施設地区 単独施設
	水郷筑波国定公園	S 34. 3. 3 (H17. 4. 22)	3, 155 (全体34,956)	特別地域 普通地域	単独施設
	計		8, 845		
県立自然公園	県立養老溪谷奥清澄 自然公園	S 10. 8. 9 (S 61. 5. 9)	2, 790	特別地域 普通地域	単独施設
	県立九十九里自然公園	S 10. 8. 9 (H 5. 2. 5)	3, 253	〃	集団施設地区 単独施設
	県立印旛手賀自然公園	S 27. 10. 24 (H 7. 5. 2)	6, 606	〃	単独施設
	県立高宕山自然公園	S 10. 8. 9 (S 63. 10. 11)	2, 342	〃	〃
	県立嶺岡山系自然公園	S 10. 8. 9 (S 39. 6. 9)	1, 574	普通地域	—
	県立富山自然公園	S 26. 3. 3 (H 7. 5. 2)	676	特別地域 普通地域	単独施設
	県立大利根自然公園	S 10. 7. 5 (H 7. 5. 2)	503	〃	〃
	県立笠森鶴舞自然公園	S 41. 3. 8 (S 60. 1. 8)	1, 948	〃	〃
	計		19, 692		
合計		28, 537			

\*指定年月日欄の( )内は最終点検年月日である。

図表 2-2-2 自然環境保全地域等の指定状況(23年3月末現在)

地域名	地域数	面積
自然環境保全地域	9地域	1, 773. 75ha
郷土環境保全地域	18地域	105. 31ha
緑地環境保全地域	1地域	77. 30ha
合計	28地域	1, 956. 36ha

**ア 自然環境保全地域**

優れた天然林が相当部分を占める森林の区域、地形や地質が特異な区域、希少あるいは固有な野生動植物が生息し又は生育している区域

**イ 郷土環境保全地域**

歴史的、郷土的に特色のある遺跡、建築物又は地域住民に親しまれてきた由来のある樹木、岩石、滝などと一体となって良好な自然環境を形成している区域

**ウ 緑地環境保全地域**

地域住民の健全な心身の保持、増進及び災害の防止などに役立つと認められる自然環境を形成している樹林地、水辺などの区域

**2. 県の施策展開****(1) 生物多様性保全の核(コア)となる優れた自然環境の保全****ア 自然公園による広域的な優れた自然環境の保全**

自然公園内の優れた風景地を保護するため、「自然公園法」及び「千葉県立自然公園条例」に基づき各種開発行為の規制を行っており、風致景観に支障を及ぼす一定の行為については、知事の許可(特別保護地区、特別地域及び海域公園地区)又は知事への届出(普通地域)が必要です。

さらに、建築物の建設については、「千葉県立自然公園等における建築物等の建設に係る指導要綱」に基づき、知事への許可申請等の前に、事業者と事前協議と景観等影響評価を義務付けるなど、風致景観の適正な保全に努めています。

このほか、自然公園指導員、自然保護指導員を配置し、公園区域内の巡視及び公園利用者に対する自然環境保全思想の普及啓発活動を実施しています。

自然公園計画見直しの必要性を検討するた

め、22年度は、県立嶺岡山系自然公園において実施した現況調査結果を踏まえて、公園区域の見直しに向けた現地確認を実施しました。

また、生物多様性の保全に対する社会的要請の高まりなどを受け、自然公園法の一部が改正され、22年4月に施行されました。その内容は、生態系に被害を及ぼす動植物の放出等に係る規制の充実、シカの食害などによる生態系への被害の防止を目的とした生態系維持回復事業の創設、海域公園地区制度の創設などとなっています。この法改正を踏まえ、県立自然公園条例及び県自然環境保全条例においても必要な改正を行いました。

## イ 自然環境保全地域等による自然環境の重要地区の保全

### (ア) 自然環境保全地域等の保全

自然環境の保全に影響を及ぼすおそれのある各種開発行為の規制等を行うとともに、指定地域を適切に保全していくため、巡視歩道、保護柵、標識、解説板等を整備しています。

また、自然環境の保全に関する思想の普及、指導及び監視のため自然環境保全地域や自然公園などに自然保護指導員を101名(23年3月末現在)配置しています。

### (イ) 自然環境調査

優れた自然環境を有する地域を自然環境保全地域等として指定する場合に必要な基礎資料を得るための学術調査、又、自然環境保全地域等に指定された地域で、指定候補地選定のための基礎調査以来おおむね10年を経過している地域について、その間の動植物、地形等の変

遷を明らかにするとともに前回行われた調査を補足し、将来良好な状態で保全するための変遷調査を実施しています。

22年度は白浜自然環境保全地域の2分の1の区域について変遷調査を実施しました。

## (2) 自然公園等を活用した自然とのふれあいの推進 ア 自然公園の施設整備

自然公園の施設は、自然公園の持つ恵まれた風致景観を保護するとともに、利用の促進を図り、多くの人々が豊かな自然に触れ合える野外活動の場として、公園計画に基づき整備するものです。大房岬及び白子等の集団施設地区や犬吠埼園地及び上永井展望施設などの単独施設が整備されています。

また、自然公園の自然等についてわかりやすく展示し解説したビジターセンターを設置しています。

これらの自然公園の施設の多くは、老朽化してきているため再整備を進めており、22年度は公衆トイレの建て替えなどを実施しました。

図表 2-2-3 再整備した公衆トイレ



図表 2-2-4 22年度の主な実施事業

公園名	施設名	実施内容	事業費(百万円)
南房総国定公園	野島崎園地	公衆トイレの改築 ほか	39.4
水郷筑波国定公園	犬吠埼海岸線	遊歩道改修実施設計 ほか	8.9
県立九十九里自然公園	白子集団施設	築山の整備 ほか	23.6
	片貝集団施設	公衆トイレの改修	26.6



## イ 自然歩道

余暇時間の増大や高齢化社会の到来など、余暇情勢が変化し、人々の満足の価値観がものの豊かさから心の豊かさや生活の潤いへと変化する中で、豊かな自然とのふれあいを求める自然志向の意識が高まっています。

自然歩道は、このような県民のニーズにこたえるため、自らの足で豊かな自然・歴史・文化に触れ、郷土を再認識し、自然保護思想の高揚を図るとともに、健全な心身の育成を図ることを目的に整備を進めています。

香取市を起点に安房郡鋸南町に至る延長約300kmが、昭和63年から「首都圏自然歩道千葉県コース」として整備され、多くの人に利用されています。

また、この首都圏自然歩道に接続して、養老川沿いに大多喜町の麻綿原から市原市の新養老橋に至る「養老川自然歩道」の整備も8年度に一部を除き完成しました（図表2-2-6）。

さらに、首都圏自然歩道については、整備されてからかなりの年数が経過し老朽化してきていることから、防護柵や標識等の再整備を進めています。

図表 2-2-5 再整備した標識



## ウ いすみ環境と文化のさと

「いすみ環境と文化のさと」は、身近にふれあうことのできる昆虫や小動物の生息する豊かな環境を保全するとともに、自然や郷土の文化にふれあう体験学習の場を整備し、環境に対す

る意識の高揚を図るために作られました。

ネイチャーセンター、昆虫広場、生態園などがあるセンター地区とホテルの里やトンボの沼などの7か所のスポット地区がいすみ市内に点在しています。

これらのスポット等を活用した年間30回余の自然と親しむ行事が実施されています。

## エ その他の取組

22年度は各自然公園、首都圏自然歩道の利用者数に関する情報収集を行いました。

また、地域における自然観察活動を支援するため、隔年で開催している自然観察指導員講習会を千葉市ユースホステルにおいて開催しました。

さらに、九十九里浜地域への車両等の乗入れ規制の周知を図るため、車止めや規制看板等の設置やテレビ・ラジオ・リーフレット作成等を通じた普及啓発を関係市町村等と連携のもと実施しました。

図表 2-2-6 自然歩道概要図



### (3) 史跡名勝天然記念物の保護対策

#### ア 史跡名勝天然記念物の指定

「文化財保護法」に規定する文化財のうち史跡、名勝及び天然記念物を総称して記念物といひ、国、県、市町村はそれぞれの段階に応じて指定を行い、保護を図っています（図表 2-2-7）。

①史跡：貝塚、古墳、集落跡、城跡、社寺跡等で歴史の正しい理解に欠くことができないもの

②名勝：庭園、島嶼等で風致景観にすぐれ、あるいは芸術的、学術的価値の高いもの

③天然記念物：特有の動物及びその生息地、名木、巨樹、自然林、海浜植物群落、湖沼等の水草類、岩石・化石の産地、地層、洞穴等で学術上貴重で自然を記念するもの

記念物はその内容が自然環境と極めて密接な関連を有しています。また、指定行為は原則として指定時の現状を保存することを前提としており、この点で環境行政の一環に文化財の保護が関わってくるのです。

指定された各記念物の指定価値を損なう現状変更は基本的に認められておらず、厳格に保護が図られます。

図表 2-2-7 本県における記念物指定状況

(23年3月末現在)

	国	県	市町村	合計
史跡	26	81	357	464
名勝	1	5	7	13
天然記念物	16	52	174	242
合計	43	138	538	719

#### イ 史跡の公有化と整備

史跡はいわば歴史的環境であり、直接自然環境にかかわるものではありませんが、結果的には、その多くが良好な自然環境を維持しています。

本県では、史跡の完全な保護のために可能な限りの公有化を図るほか、歴史的環境を維持し、

広く活用を図る意味で史跡公園等の形での整備を促進しています（図表 2-2-8）。

なお、この事業は市町村等が実施する事業の経費の一部を県として助成するものです。

図表 2-2-8 22年度実施事業

#### －史跡の公有化－

市町村名	指定区分	史跡名	事業内容
市川市	国	曾谷貝塚	先行取得償還
市川市	国	下総国分尼寺跡	先行取得償還
市川市	国	下総国分寺跡	先行取得償還
酒々井町	国	本佐倉城跡	先行取得償還
佐倉市	国	本佐倉城跡	先行取得償還
鎌ヶ谷市	国	下総小金中野牧跡	先行取得償還
佐倉市	国	井野長割遺跡	先行取得償還
栄町	国	岩屋古墳・龍角寺古墳群	直接買上げ
富津市	国	内裏塚古墳	直接買上げ

#### －史跡の整備－

市町村名	指定区分	史跡名	事業内容
長柄町	国	長柄横穴群	保存整備
旭市	国	大原幽学遺跡旧宅墓及び宅地耕地地割	保存修復

#### ウ 名勝の整備

名勝は文化的な背景をもつ風景や庭園などで、その存在は自然環境に支えられています。

したがって、その保護はそのまま自然環境の保護につながるものです。

保護対策としては、市町村等が行う保存整備事業があります（図表 2-2-9）。

図表 2-2-9 22年度実施事業

#### －名勝の整備－

市町村名	指定区分	史跡名	事業内容
野田市	国	高梨氏庭園	保存整備

#### エ 天然記念物

天然記念物は自然そのものでもあり、名勝と同じくその保護は自然の保護でもあります。

動物の生息条件は植物以上に周辺環境に左右され、自然環境の変化を如実に反映します。

また、植物の指定は植物生態学上の視点による自然林、社叢等の指定が主流となっています(図表 2-2-10)。

図表 2-2-10 国・県天然記念物の指定状況及び分類

(23年3月末現在)

区分	分類	国	県	合計
動物	種	3	0	3
	生息地・発生地	3	2	5
植物	単木	4	17	21
	群落地・自生地	3	4	7
	自然林・社叢等	1	18	19
地質・鉱物	岩石・鉱物・化石の産出状況	2	6	8
	洞穴	0	2	2
	地殻変動による地形	0	1	1
	化石の標本	0	2	2
合計		16	52	68

保護対策としては、保護増殖等事業があり、この事業を市町村等が実施する場合には事業の経費の一部を県として助成するものです。

#### (4) その他の自然環境保全対策

##### ア 自然環境保全協定

###### (ア) 協定の概要

ゴルフ場等の開発行為をしようとする事業者と「千葉県自然環境保全条例」第 25 条の規定により、自然環境の保全を図ることを目的に協定を締結しています。

###### (イ) 協定の締結状況

23 年 3 月末における締結中の協定の総数は 163 件、協定面積合計 12,218.5ha、緑地保全面積 6,244.1ha となっています。

##### イ 自然環境保全基礎調査

自然環境保全基礎調査は、一般に「緑の国勢調査」と呼ばれており、「自然環境保全法」第 4 条の規定により、環境省が実施する環境保全のための基礎調査で、おおむね 5 年を周期とし

てとりまとめています。

18 年度は、種の多様性調査(都道府県委託)として「干潟・浅海域における生物多様性の評価方法の開発」を行いました。

環境省生物多様性センターでは 20 年度に千葉県西部の植生図作成事業を行っており、これにより千葉県全域の植生図が整備されます。

##### ウ みどりの基金の造成

水源かん養機能等の公益的機能の高い森林、良好な自然環境の保全及び都市において良好な自然的環境を形成している緑地の保全のため特に必要な土地の取得並びに緑化の普及啓発等の推進を図ることを目的に、「千葉県みどりの基金条例」に基づき、3 年度から「みどりの基金」を造成しています。

基金の造成目標額は 100 億円であり、23 年 3 月末現在の積立額は約 70 億 5,000 万円です。

### 3. 環境基本計画の進捗を表す指標の状況と評価

項目名	基準年度	現況	目標
自然公園の指定	10 地域 28,537ha (18 年度)	10 地域 28,537ha (22 年度)	10 地域の維持、拡大 (30 年度)
自然環境保全地域の指定	28 地域 1,956ha (18 年度)	28 地域 1,956ha (22 年度)	28 地域の維持、拡大 (30 年度)
自然公園ビジターセンター等利用者数	11 万 1 千人 (18 年度)	9 万 1 千人 (22 年度)	12 万人 (23 年度以降毎年度)

自然公園及び自然環境保全地域については、区域の維持・拡大に向けた現況調査を計画的に実施しており、順調に進捗している。

自然公園ビジターセンター等の利用者は、社会経済的要因により変動はあるが、今後の施策の推進により目標の達成を目指す。

自然公園については、公園ごとの現況調査を進めており、現況調査を終えた公園については、区域等の見直しを進めていきます。また、区域内では、法令に基づいて新たな開発行為の規制を行っており、引き続き自然環境の保全を図っていきます。

自然環境保全地域については、動植物、地形等の変遷調査を行うとともに、関係市町村と連携し、地域の拡大に取り組みます。

自然公園ビジターセンター等の利用施設については、引き続き利用者が安全かつ快適に利用できるよう、再整備を進めます。